平成２２年（フ）第２８号
高知県室戸市室津2124番地
債務者　平本　謙二
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
大分県別府市京町１番10号　丸栄マンション403号
債務者　田中マサヱ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
大分県日田市前津江町赤石2395番地
債務者　三苫　裕徳
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第５０号
大分県日田市大字北豆田1619番地１　市営住宅603―４
債務者　藤本　良一
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第５１号
大分県日田市北友田３丁目2580―１　市営住宅Ｅ―２―１
債務者　木薮　正広
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１３５号
宮崎県都城市一万城町5008番地　県営一万城北団地６棟303号
債務者　濵﨑　陽子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１４０号
宮崎県都城市上長飯町37号10番地　中村荘201号
債務者　中村　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１５１号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　宮丸西団地55―１―60号
債務者　卜部千代子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１５６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4467番地１
債務者　緒方　涼子（旧姓福留）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１８５号
宮崎県延岡市富美山町529番地８
債務者　清水　幸典
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３０５号
沖縄県南城市大里字嶺井515番地６　嶺井団地Ａ１―206
債務者　銘苅志津香
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１２号
沖縄県那覇市古島２丁目４番地８　リケンオキナワビルＶ207
債務者　比嘉　幸子（旧姓古波津）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２７号
沖縄県南城市玉城字垣花499―86　蔵マンション402号、住民票上の住所沖縄県南城市知念字志喜屋576番地
債務者　具志堅晴美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県洲本市五色町上堺2055番地２
債務者　椚田美佐枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋5026番地　レジデンスハーモニーⅢＢ102号
債務者　野村　映心
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１５３号
愛知県清須市下河原1034番地　県営新川住宅２棟306号
債務者　百中　俊博
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５４号
愛知県清須市下河原1034番地　県営新川住宅２棟306号
債務者　百中　壽惠
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部